

公的年金制度の持続可能性の向上を図る ための国民年金法等の一部を改正する法律 (GPIF改革関連)について

厚生労働省年金局
平成29年4月21日

GPIF改革について

改訂日本再興戦略(平成26年6月)

基本ポートフォリオ見直しとあわせ、ガバナンス体制の強化を図る必要があり、(中略)高度で専門的な人材の確保等の取組を速やかに進めるとともに、(中略)当該資金の規模・性格に即して、長期的な健全性の確保に留意しつつ、**年金制度、法人の組織論等の観点から今後の法改正の必要性も含めた検討を行う**など必要な施策の取組を加速すべく所要の対応を行う。

基本ポートフォリオ見直し & 必要なガバナンス体制の強化

- 26年10月 基本ポートフォリオ見直し
- ・分散投資の推進(国債比率↓)
 - ・オルタナティブ資産投資の明記
- ガバナンス体制の強化
- ・内部統制の強化
 - ・リスク管理体制の強化
 - ・専門人材の強化
- 27年 4月 新中期目標・中期計画スタート
- 27年 5月 独法整備法成立に伴う
運用担当理事選任等

更なるガバナンス体制の強化 ・ 運用の見直し

- 26年11月 社会保障審議会年金部会議論開始
年金積立金の管理運用に係る法人の
ガバナンスの在り方検討作業班設置
- 27年 1月 年金部会に作業班報告(議論の要約)
- 27年12月 年金部会で議論再開
- 28年 2月8日 年金部会で議論の整理
- 28年 2月16日・17日 GPIF改革の方針
- 28年 3月11日 年金改革法案(GPIF改革を含む)を
国会に提出
- 28年 12月14日 国会で法案成立(29年10月施行)

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講ずる。

概要

1. 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進(平成29年4月施行)

500人以下の企業も、労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする。
(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。)
※平成28年10月から、501人以上の企業等で働く短時間労働者への適用拡大を開始している。

2. 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除(平成31年4月施行)

次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障。この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引上げ。

3. 年金額の改定ルールの見直し((1)は平成30年4月、(2)は平成33年4月施行)

公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額の改定に際して、以下の措置を講じる。
(1) マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整。
(2) 賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底。

4. 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の組織等の見直し(平成29年10月(一部平成29年3月)施行)

合議制の経営委員会を設け、基本ポートフォリオ等の重要な方針に係る意思決定を行うとともに、執行機関の業務執行に対する監督を行うほか、年金積立金の運用に関し、リスク管理の方法の多様化など運用方法を追加する措置を講ずる。

5. 日本年金機構の国庫納付規定の整備(平成28年12月27日施行)

日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に係る規定を設ける。

年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の組織等の見直し

○ 国民から一層信頼される組織体制の確立を図るため、合議制による意思決定の導入などのガバナンス改革を実施

【平成29年10月施行】

○ 年金積立金の安全・効率的な運用のため、リスク管理方法を多様化、短期資金の運用方法を追加

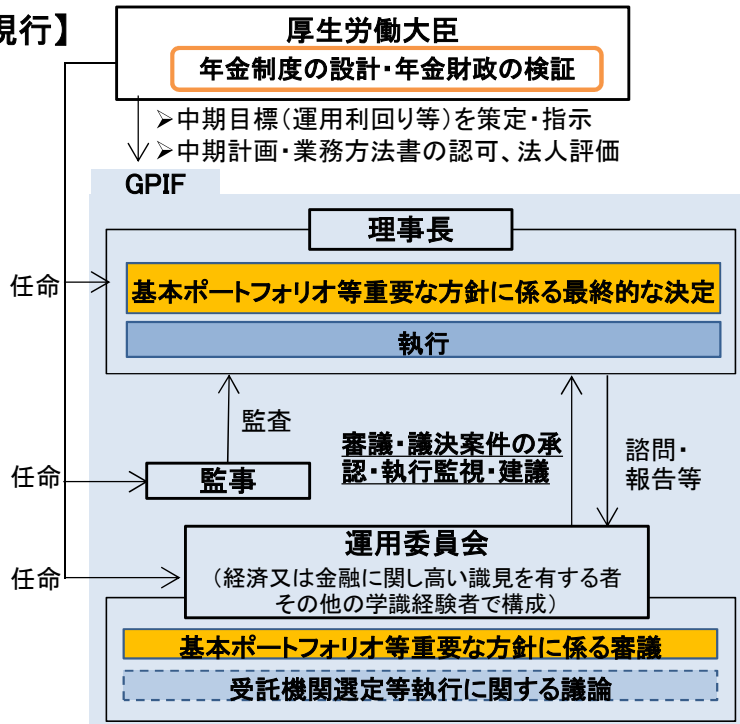
【平成29年10月施行。短期資金の運用方法の追加については、平成29年3月施行】

ガバナンス改革

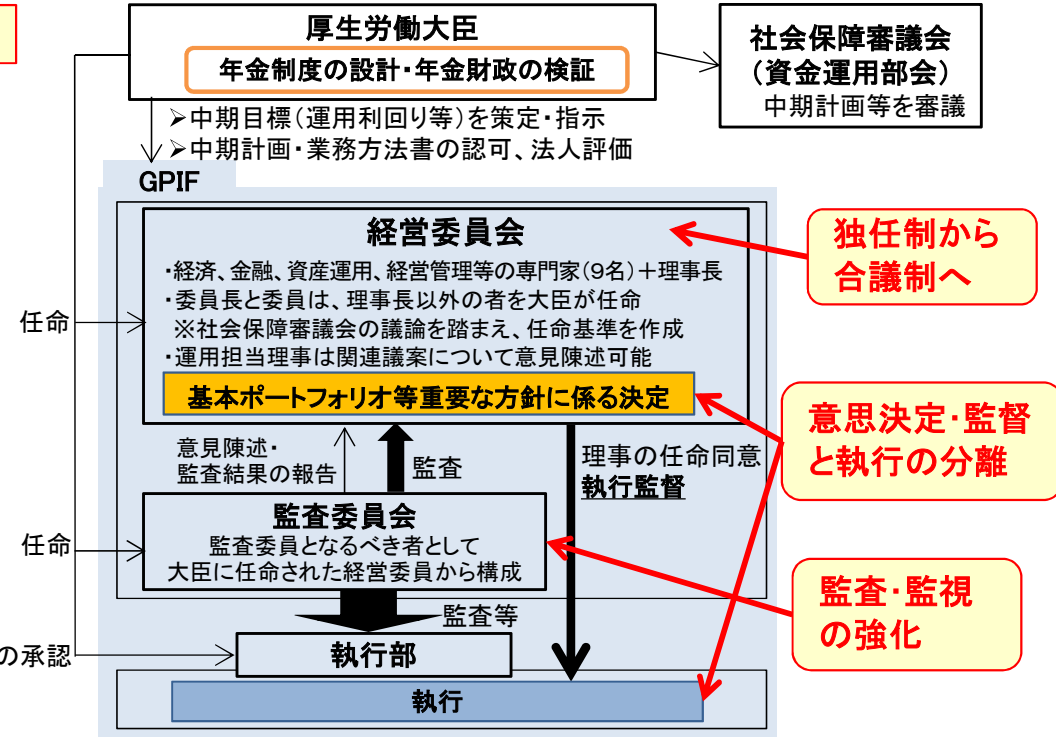
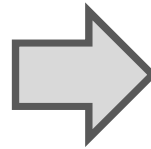
① 独任制から合議制への転換 ⇒ 基本ポートフォリオ等の重要方針は合議制の経営委員会が決定

② 「意思決定・監督」と「執行」の分離 ⇒ 執行部を経営委員会が監督し、執行部の責任と権限を明確化

【現行】



改正案



運用方法の追加

① リスク管理の方法の多様化 ⇒ 利用可能なデリバティブ取引の方法を拡大。利用目的をリスク管理に限定し、利用額制限等リスク管理に限定するための各種措置(大臣認可)を設定。更に、常勤の監査委員が執行状況を監視。

② 短期資金の運用方法の追加 ⇒ コール資金の貸付等を追加

※検討規定: 施行の状況、国民の意識、スチュワードシップ責任を巡る動向等を勘案し、GPIFの運用が市場や民間活動に与える影響を踏まえつつ、運用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、施行後3年を目途に、必要な措置を講じる。

GPIF役員の任命基準について

監査委員について

監査委員会の役割

- ①業務監査、監査報告の作成、厚生労働大臣に提出する書類の調査
- ②日常的な運用業務の実施状況の監視

監査委員会の構成

監査委員 3名以上

※ 監査委員は、経営委員を兼ねる

監査委員の任命

厚生労働大臣による任命。

社会保障審議会の議論を踏まえて作成する任命基準に基づき、経済、金融、資産運用、経営管理その他のGPIFの業務に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者のうちから、ほかの経営委員と区別して、任命。

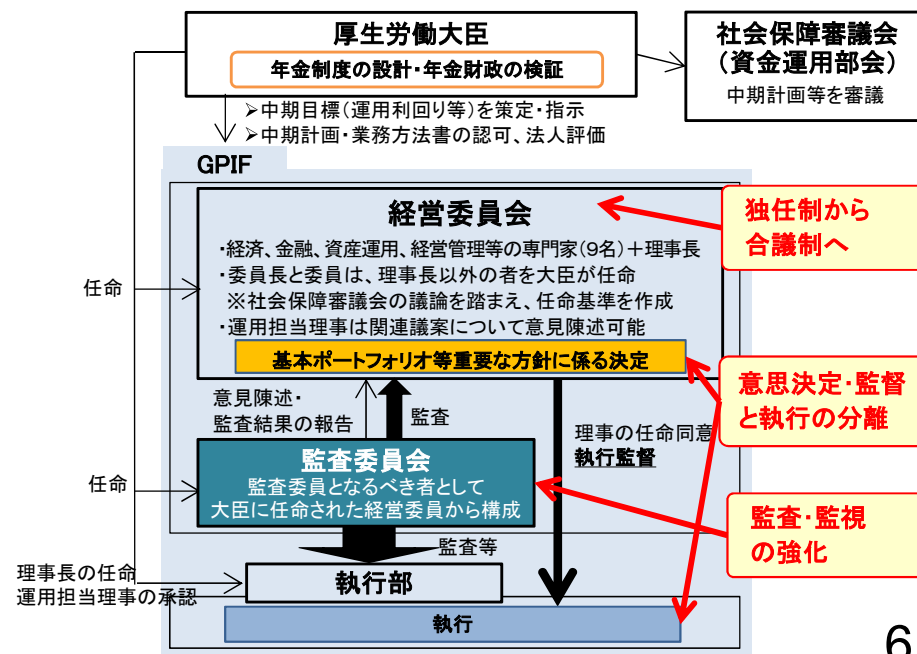
監査委員の任期

5年間

- ※ 当該年度の財務諸表の承認日まで
- ※ 最初に任命される監査委員は、2年半～4年半で厚生労働大臣が定める

監査委員の義務・責任

監査委員は、GPIFの役員として、経営委員と同様の義務・責任を負うほか、不正行為等があった場合の経営委員会、厚生労働大臣等への報告義務がある。



経営委員・監査委員の義務・責任等について

欠格事由

- 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者等を除く）
- 金融事業者であってGPIFと取引上密接な利害関係を有するもの又はその役員
- 金融事業者の団体の役員

義務・責任

- 受託者責任（慎重な専門家の注意義務、忠実義務）
- 秘密保持義務
- 報告義務（著しい損害がある場合の監査委員への報告義務）
- 禁止行為（自己や第三者の利益を図る目的で、契約を締結させてはならない等）
- 損害賠償責任
- みなし公務員（罰則の適用）

<常勤のみ>

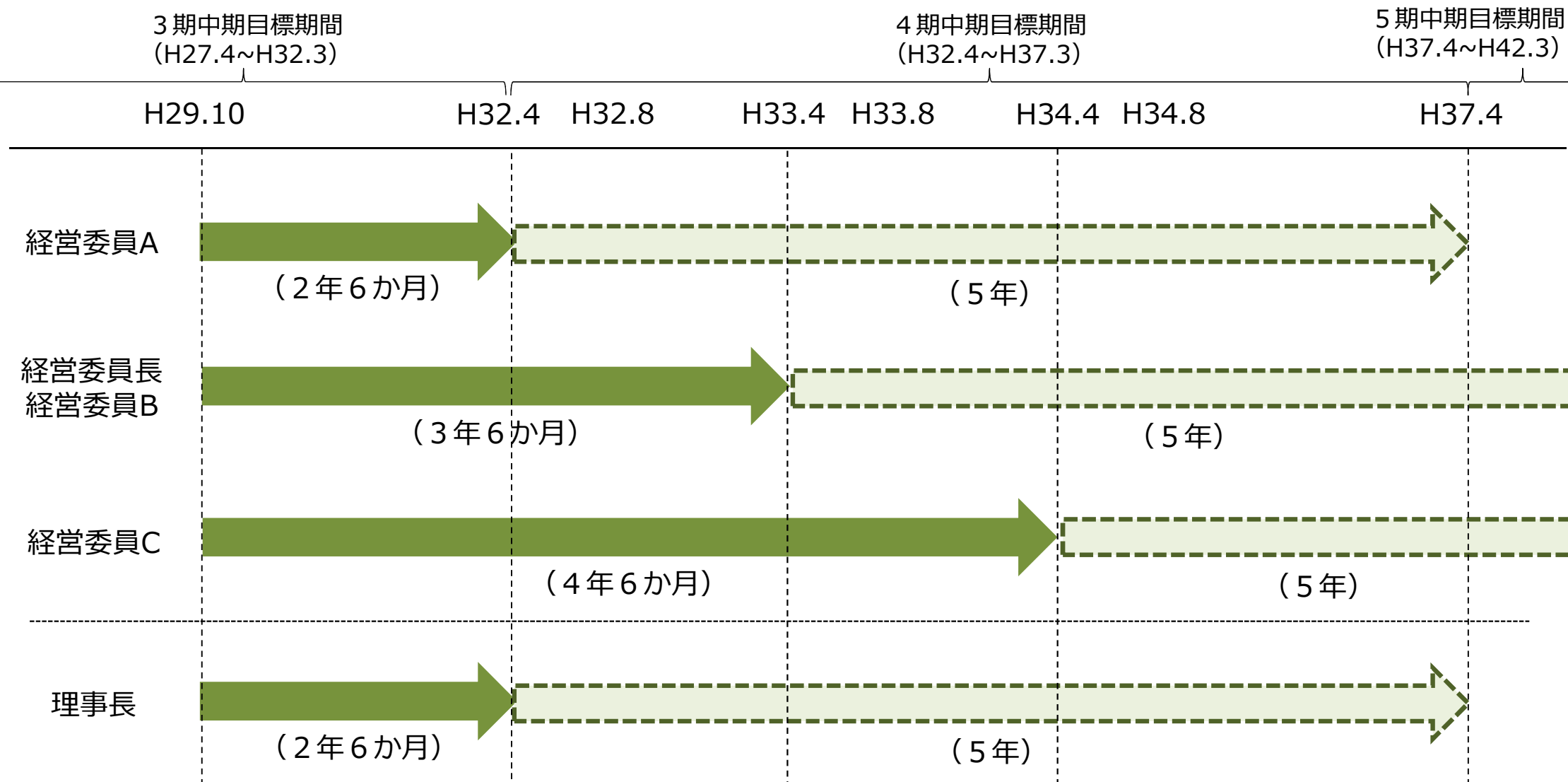
- 兼職禁止（営利団体の役員や営利事業の従事の禁止。任命権者の承認があれば可）
- 再就職規制（あっせん、求職活動、退職後の働きかけへの規制）

<監査委員のみ>

- 報告義務（不正行為等があった場合の経営委員会、厚生労働大臣等への報告義務）

経営委員の任期について（イメージ）

年金積立金の運用を継続的に行うために、法律により、経営委員及び理事長の任期は、経営委員の任期を3つにわけて設定するとともに、経営委員長と理事長の任期がずれるように規定している。



※監査委員を兼ねる経営委員の任期は、その年度分の財務諸表の承認時（8、9月）まで。

経営委員と運用委員との対比

	経営委員	運用委員
委員会の役割	<ul style="list-style-type: none"> ①基本ポートフォリオなど、法人の重要な方針を決定 ②経営委員会が定めた方針に従って、執行部の業務執行が行われているかを監督 	<ul style="list-style-type: none"> ①基本ポートフォリオを含む中期計画の変更などを審議（決定は理事長） ②運用状況等を監視 ※月1回程度の開催
委員会の構成	経営委員9人+理事長	運用委員11人以内（現行は7人）
委員の任命	<p>厚生労働大臣による任命。 <u>社会保障審議会の議論を踏まえて作成する任命基準に基づき、経済、金融、資産運用、経営管理その他のGPIFの業務に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者を、任命。</u> ※被保険者、事業主の利益を代表する者各1名を、 <u>関係団体の推薦に基づき任命</u> ※<u>監査委員である経営委員は、ほかの経営委員と区別して任命</u></p>	<p>厚生労働大臣が、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、任命 ※<u>労使団体の推薦者を各1名（法令の規定なし）</u></p>
委員の任期	5年間	2年間
委員の義務・責任	<p><u>GPIFの役員として、</u> ・<u>受託者責任（慎重な専門家の注意義務、忠実義務）や各種義務（守秘義務、禁止行為等）を負い、</u> ・<u>これらの義務に違反し、法人に損害が生じた場合には賠償責任を負う。</u></p> <p>※運用委員会と同様に行動規範等を定めるかは、経営委員会で議論。</p>	<p><u>一般的な注意義務や守秘義務を負う</u></p> <p>※自主的に定めた行動規範等あり</p>

これまでの年金部会での議論

- GPIF 改革に係る議論の整理(平成28年2月8日社会保障審議会年金部会)別添(抄)
 1. 合議制による意思決定の導入(経営委員会(仮称)の設置)
 - ② 経営委員会の構成・任命等
 - 経営委員の任命は、経済、金融、資産運用、経営管理その他の年金積立金の管理及び運用に必要な学識経験又は実務経験を有する者のうちから厚生労働大臣が定める基準(各分野から何人程度選定するか、役職ごとに求められる条件等)により行う
 3. 厚生労働大臣の権限・役割
 - 運用についての最終責任は厚生労働大臣(具体的な役割・権限は以下のとおり)
 - 経営委員長、経営委員、執行部の長等の任免・認可
 - ※ 社会保障審議会に会議体を新設し、重要事項を審議
〔審議事項: 中期目標、中期計画(基本ポートフォリオ、予算等)、
業務方法書、法人評価、役員の任命基準等〕
- また、年金部会の議論では、例えば、経営委員等の役員について、
 - ・ 経営委員について「幅広いバックグラウンドを持たれたメンバーが経営に入るべき」
 - ・ 「経済、金融、運用、経営管理等について、適切な専門性を有する方である必要がある」
 - ・ 「利益相反は極めて重要である」等の意見があった。

<参考> 他法人の例

○日本郵政グループ取締役候補者指名基準

(目的)

第1条 本基準は、指名委員会で取締役候補者を指名する際の基準を定める。

(取締役候補者の規模・構成)

第2条 指名委員会は、取締役会全体のバランスに配慮しつつ、専門知識、経験等が異なる多様な取締役候補者を指名する。

2 取締役候補者の員数は、定款で定める20名以内の適切な人数とし、原則として、その過半数は、独立性を有する社外取締役候補者により構成する。

(欠格事由)

第3条 指名委員会は、以下の条件に該当する者を取締役候補者として指名してはならない。

- (1) 会社法第331条第1項に定める取締役欠格事由に該当する者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- (3) 反社会的勢力との関係が認められる者

(社内取締役候補者指名基準)

第4条 指名委員会は、以下の条件を満たす者を当会社の社内取締役候補者として指名する。

- (1) 当会社の業務に関し専門知識を有すること
- (2) 経営判断能力及び経営執行能力にすぐれていること
- (3) 指導力、決断力、先見性、企画力にすぐれていること
- (4) 取締役としてふさわしい人格及び識見を有すること
- (5) 社内取締役としての職務を遂行するにあたり健康上の支障がないこと

(社外取締役候補者指名基準)

第5条 指名委員会は、以下の条件を満たす者を当会社の社外取締役候補者として指名する。

- (1) 経営、経理・財務、法律、行政、社会文化等の専門分野に関する知見を有し、当該専門分野で相応の実績を上げていること
- (2) 取締役としてふさわしい人格及び識見を有すること
- (3) 社外取締役としての職務を遂行するにあたり健康上あるいは業務上の支障がないこと

(改廃)

第6条 本基準の改廃は指名委員会の決議による。

<参考> 役員の任命基準に関連する国会での質疑

<12月2日 参議院本会議>

○塩崎厚生労働大臣

今回の改正案では、積立金運用への国民の信頼を更に高めることなどを目的として、合議制を導入し重要方針は合議制の経営委員会が決定すること、また、意思決定や監督と執行を分離をし、執行部の責任と権限を明確化することなどの改革を盛り込んでいます。

経営委員の任命基準は、法案成立後に社会保障審議会の意見を聴いた上で定めることとしていますが、経済、金融、資産運用、経営管理その他のGPIFの業務に関連する分野に関するしっかりとした学識経験又は実務経験を有する方を選任することが重要ではないかと考えております。

<12月6日 参議院厚生労働委員会>

○塩崎厚生労働大臣

厚労大臣が勝手に決めるというのではいけないのであって、やはりそこにはきちっとした哲学、なければいけないと思っております。経営委員会が監督をする要の役割を担っていくわけでありますので、この具体的な任命基準は、社会保障審議会の中に、やはり意見をお聞きをする、そういう機会をつくって、場もつくって、法案成立後定めていきたいと、任命の基準というものを。そして、透明性を確保するという事で、今申し上げたように、社会保障審議会で御意見を頂戴するという事をまずやりたいと思っております。

しかし、法律にも、言ってみればフィット・アンド・プロパー・ルールといいますが、市場の運用の環境がこれから更に高度化、複雑化をする中で、重要な方針を適切に決定をして執行部をきちんと監督できるためには、やっぱり経営委員というのは、金融、経済、資産運用、経営管理、その他GPIFの業務に関する分野にしっかりとした学識経験又は実務経験、これが必要だろうというふうに思いますので、そういう方々が選任されることが重要ではないかというふうに思っているところでございます。

平成28年12月13日
参議院厚生労働委員会

国民の高齢期の生活の安心を確保することは、社会の安定を確保するためにも不可欠な課題であることに鑑み、政府は、本法の施行に当たり、公的年金制度の目的の確実な実現を確保するため、次の事項について万全を期すべきである。

一～六 （略）

七、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）のガバナンスの強化については、年金保険料の拠出者であり積立金の受益者である被保険者の立場を代表する者の経営委員会における定数及びその配分について検討を続けること。また、労使の代表を含む経営委員会委員については、運用の専門性はもとより、拠出者である労使の意向や利害を真に代表し得る委員が透明かつ公正な手法によって選出されるよう、適正な決定を行うこと。

八 （略）